

## 淡路生活創造応援隊活動規約

### (目的)

第1 この規約は、公益財団法人兵庫県生きがい創造協会淡路文化会館（以下「淡路文化会館」という。）に置く、淡路生活創造応援隊（以下「応援隊」という。）の活動に関して必要な事項を定めるものとする。

### (委嘱等)

第2 応援隊員は、熱意があり、淡路生活創造情報プラザ（以下「プラザ」という。）事業をはじめとする、県の推進する生活創造活動支援事業を円滑に進めるために必要と認めた者のうちから、淡路文化会館長が委嘱する。

2 応援隊員の人数は、概ね20名とする。（一市の応援隊の人数を概ね5人から8人の範囲とする。）

### (任期)

第3 応援隊員の任期は1年とする。但し、年度途中で委嘱した者の任期については、同一年度の3月末日までとする。また、再任は妨げない。

### (解嘱)

第4 応援隊員が次の各号の一に該当する場合は、淡路文化会館長はこれを解嘱することができる。

- (1) 本規約その他の取り決めに反する行為を行った場合
- (2) 応援隊員としてふさわしくないと認められる場合
- (3) 本人から申し出があった場合

2 前項の規定により淡路文化会館長が応援隊員を解嘱する場合は、その旨を本人に通知するものとする。

### (身分等)

第5 応援隊員は、ボランティアとして活動するものとする。

2 淡路文化会館長は、応援隊員にその証を発行する。

3 応援隊員は、委嘱の期間が終了したとき、あるいは、第4により委嘱を取り消されたときには、証を速やかに返却しなければならない。

4 応援隊員は、証を紛失又は破損した場合には、速やかに淡路文化会館長に連絡し、再発行を受けなければならない。

### (活動内容)

第6 応援隊員は、淡路文化会館の職員と連携し、次の活動を行う。

- (1) 地域における生活創造活動に関する情報の収集、整理
- (2) 「生活創造しんぶん」の発行、配布
- (3) インターネット等を通じた情報提供
- (4) その他プラザ事業をはじめとする生活創造活動支援事業への協力

(助言等)

第7 淡路文化会館長は、応援隊員に対し、その活動に関して必要な助言を行う。

2 応援隊員は、前項の助言に従い、誠実に活動することとする。

(個人情報)

第8 応援隊員は、活動を通じて知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。任期満了又は解嘱により応援隊を退いた後も同様とする。

(活動に対する経費等)

第9 応援隊員は、活動中の事故に備えて兵庫県ボランティア・市民活動災害共済に加入するものとする。これに係る費用は、淡路文化会館が負担する。

2 編集会議の出席者には、交通費補助として、一律500円を支払う。

(応援隊OBへの支援)

第10 淡路文化会館長は、任期満了等により応援隊を退いた応援隊OBに対して、生活創造・地域づくり活動のキーパーソンとして活躍できるよう、適宜情報提供等の支援に努める。

(その他)

第11 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この規約は、平成16年6月1日から適用する。

この規約は、平成18年4月1日から適用する。

この規約は、平成20年4月1日から適用する。

この規約は、平成22年4月1日から適用する。

この規約は、平成23年4月1日から適用する。

この規約は、平成25年4月1日から適用する。

この規約は、平成30年4月1日から適用する。

(応援隊員の証)

(表)

<b>淡路生活創造応援隊員の証</b>	
氏名 ○○○○	
(写真)	左の者は、淡路文化会館のボランティアスタッフ、淡路生活創造応援隊の一員であることを証する。
	平成 年 月 日
	淡路文化会館長 印 ○○○○

(裏)

- 1 任期は、平成30年3月31日までとする。
- 2 応援隊員は、次の活動を行う。
  - ① 生活創造活動に関する情報の収集、整理
  - ② 「生活創造しんぶん」の発行、配布
  - ③ インターネット等を通じた情報提供
  - ④ その他生活創造活動支援事業の推進補助
- 3 活動に当たっては、淡路生活創造応援隊活動規約に従うものとする。